

ケーブルプラス電話利用規約

第1条 (利用規約の適用)

本規約は、KDD I 株式会社及び JCOM 株式会社（以下あわせて「KDD I 等」といいます。）が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」といいます。）を承諾し、株式会社多摩テレビ（以下「T T V」といいます。）を介して、KDD I 等よりケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます。）の提供を受ける者と T T V の間における設備の設置、料金の請求等について適用されます。

- 2 T T V 又は KDD I 等（以下あわせて「T T V 等」といいます。）がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 (利用規約の変更)

T T V は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 T T V が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 (契約の成立)

T T V 所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める T T V 所定の申込書に所要事項を記入のうえ工事の申込みをし、T T V がこれを承諾したときに、T T V と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します

（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。）。

- 2 T T V は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
 - ① ケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」といいます。）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき
 - ② 申込みをした者が、工事に関する費用その他 T T V に対する支払いを怠るおそれがあるとき
 - ③ その他 T T V の業務遂行上支障があるとき

第4条 (設備の設置)

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、T T V が、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置等を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、T T V 指定の機器、工法などにより、すべて T T V 又は T T V の指定する業者が行うものとします。なお、終端装置は T T V 等が提供し、所有権も T T V に帰属します。

- 2 設備の設置等及び保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、T T V の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 4 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
- 5 契約者は T T V 等が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。この場合において、契約者が故意又は過失により終端装置を破損させた場合は修理にかかる実費相当分を、修理不可能又は紛失の場合は、別に定める損害金を T T V に支払うものとします。

第5条 (KDD I 等の提供サービスに係る債権の譲渡等)

契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDD I 等の定めるところにより T T V に譲渡されること、その結果 T T V が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は T T V 等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 (料金)

第4条1項に定める設備の設置等に伴う料金（以下「設置等料金」といいます。）は契約者負担とし、その額は別表に定めることとします。また、KDD I 等が提供するケーブルプラス電話に係る料金（以下「利用料金」といいます。）はケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

- 2 設置等料金及び前条に基づき KDD I 等が T T V に債権譲渡した料金（以下両者をあわせて「本利用料金」といいます。）の支払方法及び支払期日は、T T V が別に定めるところによります。
- 3 契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、T T V が別に定める方法によりお支払いいただきます。
- 4 契約者が、本利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用に係る場合は当該規定に定める率）の割合で計算して得た額を延滞利息として、T T V が別に定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。
- 5 工事着手後完了前に契約者都合により契約の解除等があった場合、契約者は、解除等があったときまでに着手した工事部分について、T T V が別に算定した額を負担するものとします。
- 6 T T V は、請求書及び領収書は発行いたしません。なお、通話明細については、KDD I の提供する契約者限定のホームページ（a u お客様サポート）にて確認することができます。

第7条 (サポート)

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、T T V に申告していただきます。

- 2 前項の申告に基づき、T T V は T T V 等の設備の修理又は対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
- 3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに T T V 等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、T T V は前項のサポートの責を負いません。

第8条 (契約の解除)

T T V は、次の場合には、本契約を解除することがあります。この場合において、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

- ① 本利用料金その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わないおそれのあるとき
- ② 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき
- ③ T T V が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき

- ④ 電気通信回線の地中化等、T T V又は契約者の責に帰すべからざる事由によりT T V等の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき
 - ⑤ 工事契約又は契約者とT T Vとの間で成立した契約に違反した又は違反するおそれがあるとき
 - ⑥ その他T T Vの業務遂行上、支障があるとき
- 2 T T Vは、前項の規定により本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第9条 (承諾の限界)

T T Vは契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、T T Vの業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。但し、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第10条 (契約者に係る個人情報の取扱)

T T Vは、契約者に係る個人情報を、個人情報の保護に関する法律及びT T Vが別に定める個人情報の保護に関する基本方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に基づいて適正に取り扱うものとします。

- 2 T T Vは、契約者に係る個人情報を本規約及びケーブルプラス電話約款に係る業務の遂上必要な範囲で利用するほか、次の各号に掲げる目的で利用します。
 - ① サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます）。
 - ② サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
 - ③ 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお契約者は当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - ④ 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - ⑤ サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - ⑥ 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - ⑦ その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 T T Vは、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
- 4 T T Vは、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
- 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第27条（第三者提供の制限）に基づき、T T Vは、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
- 6 T T Vは、契約者に係る個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
- 7 T T Vは、契約者からT T Vが保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

第11条 (債権の保全)

T T Vが債権（工事費、利用料金等）の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第12条 (責任及び免責事項)

T T Vは、天災・事変・その他何らかの事由によるケーブルプラス電話の停止・不能についての損害賠償には応じません。

- 2 T T Vの故意又は重大な過失によりケーブルプラス電話の提供をしなかったときは、前項は適用しません。

第13条 (国内法への準拠)

本規約は日本国の国内法に準拠するものとし、本規約について生じた一切の紛争等については、T T Vの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とします。

附則

本規約は令和7年7月1日から施行します。

【別表】

●第6条1項に定める料金額（円／税込）

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態		
				戸建	集合住宅	
本サービスの加入時	ＴＴＶ放送サービス又は ＴＴＶ－ＮＥＴ既契約者	追加工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	EMTA設置： 16, 500	EMTA設置：11, 220	
				EMTA+CM設置：36, 300	EMTA+CM設置：22, 440	
				HGW設置：11, 880	EMTA設置：11, 220	
				HGW+D-ONU設置：19, 140	EMTA+CM設置：22, 440	
	ＴＴＶ放送サービス又は ＴＴＶ－ＮＥＴ未契約者	新規工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	EMTA設置： 6, 600	EMTA設置：11, 220	
				EMTA+CM設置：13, 200	EMTA+CM設置：22, 440	
				HGW設置：11, 880	EMTA設置：11, 220	
				HGW+D-ONU設置：19, 140	EMTA+CM設置：22, 440	
本サービス 利用時	ケーブルプラス電話契約者	移設工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線ごと	EMTA移設工事費：5, 500～	EMTA移設工事費：5, 500～	
				CM+EMTA 移設工事費：別途見積	CM+EMTA 移設工事費：別途見積	
	ケーブルプラス電話契約者 (ＴＴＶ光)			HGW移設工事費：5, 500～	EMTA移設工事費：5, 500～	
				D-ONU+EMTA 移設工事費：別途見積	CM+EMTA 移設工事費：別途見積	

注 上記の料金について、電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱います。

●第10条7項に定める個人情報開示手数料（円／税込）

個人情報開示手数料	550／件
-----------	-------